

IV. 教育内容・方法・成果

(一) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

(1) 大学全体

a. 学位授与方針の明示

2007（平成 19）年 3 月に、大学改革推進プロジェクト内に設けられたキャンパス活性化ワーキンググループは、創設以来の建学の精神を時代の潮流の中で改めて問い直し、本学の未来への方向性を示す指針として本学の基本理念として「神戸学院大学憲章」（以下「大学憲章」という。）の制定を答申（資料 108）した。この答申を受けて 2007（平成 19）年 10 月に「大学憲章」（資料 86）が制定された。

「大学憲章」には、「①生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、②生涯にわたり高い専門性を修得できる教育、③グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育」として本学の全構成員が共有する教育基本理念として掲げた。「大学憲章」を、本学の全構成員に周知させるために、学生には「Student Diary」（資料 25 神戸学院大学について p. 1-2）に掲載して全学生に配付し、職員には「大学憲章」のリーフレット（資料 87）を全職員に配付している。

また、2007（平成 19）年 4 月には大学および大学院設置基準の改正に伴って、学校教育法、学則第 1 条および第 2 条の 6（資料 79）、大学院学則第 1 条（資料 79）、建学の精神（資料 86）、大学憲章を踏まえて、各学部の目的（資料 79 学則）および各研究科における目的を定めた（資料 79 法学研究科規則、実務法学研究科規則、経済学研究科規則、人間文化学研究科規則、総合リハビリテーション学研究科規則、栄養学研究科規則、薬学研究科規則、食品薬品総合科学研究科規則）。

2009（平成 20）年 4 月には、学士課程教育の質の向上を目的とする全学共通の組織として「教育開発センター」（資料 79 教育開発センター規則）を設置し、教育開発センターのもとに全学レベルでの学士課程教育の構築を目的とする「学士課程教育部会」を設置した。学士課程教育部会では、建学の精神と大学憲章を踏まえた全学共通のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定した。また、各学部・学科レベルでの一貫性のあるディプロマ・ポリシー、教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定した（資料 93）。

全学共通のディプロマ・ポリシーは、「①幅広い知識にもとづいて、他者および異文化を理解することができる。②さまざまな問題を発見し、それを解決する方策を導くことができる。③生涯にわたって学び続けることができる。④獲得した知識や技能を社会に役立てることができる。」という 4 か条にまとめられている。これらは、大学憲章に本学の教育基本理念として謳われている 3 つの理念（①生涯にわたる人間形成の基点となりうる教育、②生涯にわたり高い

専門性を修得できる教育、③グローバルな視点から地域社会の多様なニーズに対応できる教育)と対応し、また、建学当初から掲げ続けている本学の教育目標(「自主的で個性豊かな良識のある社会人の育成」)を踏まえたものとなっている。

各学部が本学の大学憲章と教育目標に基づいて策定したディプロマ・ポリシーは、2010(平成21)年度以降、「履修の手引」(資料40～資料46、資料49)の巻頭に掲載し全学生に配付している。

(2) 法学部

法学部では、2009(平成20)年10月13日の教授会においてディプロマ・ポリシーを以下の通りに決定し、「履修の手引」(資料40)の巻頭に教育目標として明示している。その上で、法学部学生にふさわしいリーガルマインド(法的思考力)や政治学・国際関係の素養を身につけるために、具体的な目的を定めている。

法学部ディプロマ・ポリシー(教育目標)

a. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

b. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

c. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

(3) 経済学部

経済学部では6年前に学部の自律的判断に基づいて、教育目的やディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)に該当するものを設定し、教育指導において活用してきた。現在、経済学部では、ディプロマ・ポリシーを策定して、「履修の手引」(資料41)等に明示している。その内容は次のとおりである。

a. 経済の歴史や制度に係る知識を習得し、今日の経済情勢を歴史的・制度的に理解できる。

b. 経済理論の基礎を習得し、日常の経済生活や経済全体の動向について理論的に理解できる。

c. 経済データに関する基礎知識を習得し、統計的な処理ができる。

d. 異文化圏の人々と交流できる知識と技能を習得し、国際社会の一員という自覚を持って行動できる。

e. 経済問題を総合的に分析できる知識と技能を習得し、自主的な意思決定に活用できると共により良い社会構築に貢献できる。

これらの項目は、単独で十分条件となるものであり、経済学の学修範囲の広さを反映するものである。ただし、教育目的に照らせば、項目のeが最上位に位置

し、a～dの項目はそれの土台となる項目であると考えている。

〈4〉 経営学部

目標とすべき学生像を掲げ、その目標を達成するため、各コース選択時に修得すべき学修成果を、「履修の手引」(資料42)の巻頭、および経営学部案内(資料29 p.2-12)に明示している。

- a. 経営・商学コースでは、現代の企業経営に関する基本的知識を学修し、ビジネス全般にわたって活用するために有用な知識を総合的に学修することを目標としている。
- b. 会計コースでは、企業等の財務・会計に関する基礎からその応用に至るまでの知識や技能を学修することを目標としている。
- c. 経営情報科学コースでは、情報通信技術(ICT)を用いて経営企画や経営戦略に必要な情報を収集し、さらに問題をシステム化するのに必要な数理情報の知識や技術を学修することを目標としている。

〈5〉 人文学部

ディプロマ・ポリシーを、学則(資料79 第13条-第23条)および学科目履修規則(資料79)に明文化し、「履修の手引」(資料43 巻頭、p.239-241、p.298-340)に明示している。明示されている修得すべき成果とは以下の4点である。

- a. 専門知識の獲得と理解
- b. 真の教養力
- c. 社会で有効なリテラシー能力
- d. 統合的な実践的知性

〈6〉 総合リハビリテーション学部

「履修の手引」(資料44)において、「総合リハビリテーション学部での修学姿勢—学生版—」で学生に期待される基本姿勢(10か条)を提示して4年間でのディプロマ・ポリシーを設定している。2010(平成22)年度からは、各学科、専攻ごとの教育目標(ディプロマ・ポリシー)を卒業時点での目標として付け加え、同時に各学科、専攻ごとの教育目標を掲載している。また、各専攻、学科ごとに、卒業後の進路をホームページや学部広報誌「RE BIRTH Ver.6」(資料32 p.23-24)などに公表しており、入学時の選択に、また、学部での学修の過程においても、将来との結びつきを考えながら学ぶことができる。

〈7〉 栄養学部

国民の健康の手助けができる、優れた管理栄養士、または臨床検査技師となることを明示している。その他、栄養教諭、食品衛生監視員・管理者として、社会で活躍できる人材育成を標榜し、明示している。中でも、優れた管理栄養士等の涵養を標榜し、実際、管理栄養士国家試験の合格率も全国最上位校(2009(平成21)年では管理栄養士養成校110校弱中第11位)である結果などから見て、当該教育方針による教育成果は順調に果たされていると判断される。全校トップレベルの合格率を目指し、さらに質の高い教育を行っている。

管理栄養士等の養成を行っているが、大学での教育は基礎能力の涵養および国家試験対策などを中心としている反面、現場に対応でき得る実践的能力の涵養は

比較的手薄をなっており、実践的教育の実施を加える必要がある。恒常的に安定した国家試験の合格率、目的とする管理栄養士教育を果たすには、さらに組織立てた教育体系が必要であり、特に教員相互間の教育連絡体制が必要であり、無駄なく、且つ密な連携をもつ体制作りに現在努めている。

(8) 薬学部

教育目標は、「高い資質を持った臨床現場で社会に役立つ薬剤師の育成」で、2006（平成18）年4月より新しい教育課程を編成した。薬学部では学年制が採用されており、決められた数の単位を修得し、また、一定のGPA(grade point average)を満たさなければ進級することができない。各科目は必修科目、選択必修科目および選択科目に分類され、さらに、履修年次が指定されている。卒業するためには、186単位以上の単位を修得しなければならず、これが学位授与方針となる。

(9) 学際教育機構

学際教育機構は、法学部・経済学部・経営学部・人文学部という学部を超えて、現代ニーズに即したテーマを学ぶ専門コースであり、実学教育を目指している。教育目標については、「履修の手引」（資料49）および「学際教育機構パンフレット」（資料36）、ホームページ（資料157）、プロモーションビデオに明示している。

なお、学位授与は、各学部が担っているため、対象ではない。

(11) 法学研究科

法学研究科においては、「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、（中略）文化の進展に寄与することを目的とする」との学校教育法第99条の趣旨に則り、人間の尊厳への深い理解を追求しつつ、法または政治に関する体系的な、最新の知識とその応用を修得させるという本研究科の理念の実質をふまえ、伝統的な「研究者の養成」に加え、「高度の専門的知識・能力を持つ職業人の養成」を教育目標の二本柱と位置づけ、より具体的には「法律実務や行政において活躍しうる専門的職業人」「企業・地域社会・国際社会において高度な法的能力を備えた担い手として活躍しうる人材」「公共的な事柄に強い関心を持ちうる人材」の育成が法学研究科の目的であることを明示している（資料79 法学研究科規則 第1条の2）。

その上で修士の学位は、一定の研究能力または高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与することを明示している（資料79 本学学位規則 第2条第2項）。博士の学位は、自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の専門能力およびその基礎となる豊かな学識を有する者に授与することを明示している（本学学位規則 第2条第3項）。

また、法学研究科の各専攻に対応して、授与する学位の区分および専攻分野の名称（修士（法学）、修士（国際関係法学）、博士（法学）、博士（国際関係法学））を明示している（本学学位規則 第12条）。なお、国際関係法学専攻は修士課程のみの設置であるが、法学専攻博士後期課程において国際関係法学分野の研究指導を履修し、博士論文を提出することにより、「博士（国際関係法学）」の学位を取得することが可能である。

〈12〉 経済学研究科

教育目標に基づき学位授与の基本的な方針は、本学学位規則（資料 79 第 2 条）および「大学院履修要項」（資料 51 p. 53）に明示している。

〈13〉 人間文化学研究科

人間文化学研究科は、「人間文化学について高度な専門的かつ総合的な研究を行い、その研究成果を教育の場や実社会において実践できる人材を育成」し、かつ「創造的・自立的な研究能力を持つ優れた研究者の養成を目指す」という教育目標を持ち、これを人間文化学研究科規則（資料79）および「大学院履修要項」（資料51 p. 91）に明示するとともに、大学ホームページの人間文化学研究科のページ（資料104）上において公開している。

そして人間文化学研究科の修士の学位授与については、大学院履修要項に、「人間文化学研究科の修士の学位授与に係る審査手続き等について」（資料51 p. 99）と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、審査委員会、最終試験、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決。

また、人間文化学研究科の課程博士の学位授与については、大学院履修要項に、「人間文化学研究科の課程博士の学位授与に係る審査手続き等について」（p. 100-101）と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、予備審査、学位論文の提出、審査委員会、最終試験、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決、論文の再提出（学位の取得に至らなかった場合の処置）。また、審査手続きは図を用いてわかりやすく説明されている。

さらに人間文化学研究科の論文博士の学位授与については、大学院履修要項に、「人間文化学研究科の論文博士の学位授与に係る審査手続き内規」（p. 102-103）と題し、次にあげる項目に関して詳細な記載がある。学位の申請、予備審査、学位論文等の提出、学位論文の受理日、審査委員会、論文審査期間、論文審査結果の報告、学位授与の議決、学長への報告、学位論文の公表。

なお、学位論文の体裁や各種手続きの期日については、おなじく「大学院履修要項」に「学位論文作成要領」（p. 98）としてまとめられている。

なお「ディプロマ・ポリシー」については、近いうちに策定するよう、検討している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科は 2009（平成 21）年の設置で現在年次進行中であるが、設置の趣旨の中に大学院修士課程の理念・教育目標、養成したい人材について次のように設定している（資料 105 設置の趣旨）。

総合リハビリテーション学研究科を設置する目的は、医学や医療技術の進歩または社会の制度、現状と将来への展望を適切に把握して対応・支援できる人材の育成と、これからのリハビリテーション領域における教育・研究を担う人材の育成を図ることにある。すなわち、本研究科で養成したい人材像は以下のとおりである。

- a. 学部教育での臨床実習を通じて問題意識をもったテーマについて、講義・演習などでより高度な専門職として学問を追及する専門職の育成をはかる。

- b. 総合リハビリテーションの学問を発展させるためにその現状を理解し、問題意識を明確にする能力を養い、さらにその改善・解決策としての研究方法論を修得した人材の育成を図る。
- c. 総合リハビリテーション及び隣接学際領域に関連した文献を読み、国内外のリハビリテーションの動向を把握する方法論を修得した高度な専門職の育成を図る。
- d. 総合リハビリテーションを含む保健・医療・福祉領域の動向を国際的視野でとらえ、国内はもとより国際的に寄与することの重要性を認識し、活動できる能力を修得した上で、将来博士課程に進んでさらに研究し将来大学の研究者・教育者になる人材の育成をはかる。」とし、研究科においてこれらのうちのいずれかの方向性に適合するとみなされるに至った学生に学位を授与することとなる。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 教育目標の明示：大学院栄養学研究科規則第 2 条（資料 79）に研究科の目的を明示している。
- b. 教育目標と学位授与方針の整合性：修士課程の修了要件、修士論文の審査および修士課程の最終試験について、大学院学則第 11 条～13 条（資料 79）に明記している。大学院学則教育目標と学位授与方針の整合性はとれている。
- c. 修得すべき学習成果の明示：学位授与の基準および修得すべき学習効果について、大学院栄養学研究科規則第 4 条（履修すべき科目および単位）、第 5 条（研究指導）で定めている。

〈16〉 薬学研究科

本研究科は、「医薬品の研究開発または医療分野で活躍する高度で専門的な職能力を有する人材育成」を教育目標としている。この目標達成のため、薬学専攻、医療薬学専攻の二つの専攻過程を設けている。修士課程の学生が修得すべき単位数は、薬学専攻と医療薬学専攻先進医療薬学コースにあつては、必修科目 20 単位、選択科目 10 単位以上、合計 30 単位以上、医療薬学専攻の臨床薬学コースにあつては、必修科目 25 単位、選択科目 5 単位以上、合計 30 単位以上と定められている。さらに研究成果についてはプレゼンテーションを行い、論文としてまとめることが要求され、これらが学位授与方針となる。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

大学院食品薬品総合科学研究科規則第 1 条の 2（資料 79）および大学院食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規第 2 章～第 5 章（資料 79）に教育目標ならびに学位授与方針が明示されている。必要単位数を取得ののち、学位申請者の提出した学位論文・学位論文口頭発表について、食品薬品総合科学研究科委員会がその内容と水準の判定を行っていることより、教育目標と学位授与方針との整合性はとれていると判断できる。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

(1) 大学全体

各学部において、毎年度発行している「履修の手引」（資料 40～資料 46、資料 49）に共通教育科目と専門教育ごとに履修方針を記載し、また、履修モデルを示し、各年次においてどのような科目を履修すべきかを明示している。学科履修規則（資料 79 別表関係）に、それぞれの科目の配当年次を定め、履修すべき年次を明示し、履修モデルとともに体系的に履修することができるようにしている。コース制を導入し、各コースにおける学修方針・成果を「履修の手引」に示している。

一方、大学院においても、大学院設置基準第 1 条の 2 に見合うよう各大学院研究科規則（資料 79）に教育目標を規定し「大学院履修要項」（資料 51）に明示しているが、実務法学研究科（法科大学院）（資料 47 法科大学院履修の手引 I）を除いては教育課程の編成・実施方針を明示するまでには及んでいない。

〈2〉 法学部

法学部の教育科目を共通教育科目と専門教育科目とに大別し、さらに専門教育科目のうちでも入門的、基本的な科目を 1、2 年次に、応用発展的な科目を 3、4 年次に配当することで、学習段階に応じた階層的な教育体系を採用している。

共通教育科目・専門教育科目の編成・実施方針については、「履修の手引」（資料 40 共通教育科目は p. 23、専門教育科目は p. 47）に明示している。

〈3〉 経済学部

経済学部では、教育目的に基づきカリキュラム・ポリシーを、ファースト・ステージ（1、2 年次）、セカンド・ステージ（3 年次）、サード・ステージ（4 年次）の 3 段階で構成している。それぞれのステージの内容と目的は下記のとおりである。

- a. ファースト・ステージは、問題発見能力の形成段階で、経済社会の歴史の変遷と今日の基本的仕組みに関する基礎知識を修得させ、経済学の基礎理論および基礎的思想を理解させる。
- b. セカンド・ステージは、問題対応能力の形成段階で、興味のある社会問題を発見し、自分なりに研究して行く姿勢と分析能力を涵養する。経済ないし経済学の問題に取り組む姿勢および専門知識を深めながら問題を研究する姿勢を育てる。
- c. サード・ステージは、問題解決能力とプレゼンテーション能力の形成段階で、問題に対する解決策の探索と到達した解決策のプレゼンテーション能力を育てる。「自分で学んで成長して行く能力」育成の総仕上げを行う。

経済学科、国際経済学科ともに、専門教育科目は選択必修科目と選択科目に区分されている。さらに、選択必修科目は、基幹科目、演習科目、専門リテラシー科目、コース科目、選択科目はキャリアアップ関連科目、経営学関連科目、法学関連科目から構成されている。必修・選択の別であるが、すべての科目が選択科目であり、必修科目はない。ただし、入門演習を 1 年次が必ず履修しなければならない履修登録指定科目として、科目群毎に卒業所要単位を設定して学生の履修登録を誘導するカリキュラムを構築している。演習系の科目は必修ではないにもかかわらず、ほとんどの学生が受講している。

インターンシップを単位として認定するための科目であるキャリアトレーニングⅠ及びⅡは1単位としている。それ以外の通常の半期15回の講義・演習科目は2単位、半期30回の講義科目は4単位としている。卒業論文はカリキュラム上の重要性から6単位としている。単位数は「履修の手引」(資料41)に学科別、コース別に明示している。なお、本学部ではセメスター制が導入されているので、いわゆる通年科目はない。

〈4〉 経営学部

教育課程の編成・実施においては、カリキュラム・ポリシーに基づいた科目配置を行っている。2007(平成19)年度入学生よりコース制度を導入し、各コースにおいて、体系的な科目設定を行っている。また、教育課程については、学年ごとに編成・実施方針を明示している(資料42 履修の手引 p.21、p.45)。

〈5〉 人文学部

「履修の手引」(資料43 p.29-80 および p.131-207)に「人文学部教育のしくみ」として、各学科・コース・領域ごとの概要、科目編成、実施方針を示している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各学年次の目標を明確化し、これを実現するためのカリキュラムを編成している。「履修の手引」(資料44 p.31-48)、学部広報誌「RE BIRTH Ver.6」(資料32 p.11-16)をはじめとする情報誌等で4年間の学びの編成・実施の方法を示し、例えば医療リハビリテーション学科では、基礎から評価、治療、臨床実習へと進む教育課程を明示している。また、社会リハビリテーション学科も、基礎から専門基礎、専門応用、実習へ進む教育課程を明示している。「履修の手引」(p.42-47)では、具体的に各学年の講義名を示すことで、教育課程の編成を確かめることができるよう、記載している。

〈7〉 栄養学部

優れた管理栄養士等の涵養を教育目標とし、教育課程の方針として、〈基礎科目から応用科目への教育方針〉、すなわち、基礎科学群科目から、専門基礎分野科目、専門分野科目へ進める教育課程を編成しており、その編成方針は「履修の手引」(資料45)などに明示している。大部分の学生は、教育方針の流れを理解し、年次進行のカリキュラムに従い、履修している。一方、理解度の低い学生がおり、全体の教育課程に対する理解度が低いため、各年次で求められる教育内容を十分理解して進級していない。下位から10~20%を成績不振者として、教育懇談会で保護者と面談し指導している。当該学生の理解度を上げて行くことが1つの問題である。管理栄養士等の養成に関係して、10年先を見通した教育体系を恒常的に考える体制を構築していく必要がある。

教育目標などを、大学内部および外部に明確に示しており、実際の教育も円滑に進められている。本学部は、管理栄養士と臨床検査技師の養成のできる我が国唯一の学部であり、そのことは、徐々に知られて来ている。両資格を有するまれにみる人材育成を実施していることを、さらに周知させるよう努力を払っている。

〈8〉 薬学部

1 年次においては、医療現場を早い時期から体験することを目的とした“早期体験学習”を導入した。2～4 年次においては、薬学の基礎となる専門教育を、生命、社会、分子、物性、臨床の 5 部門に分け教育課程を編成している。5 年次では、22 週間にわたる実務実習を病院と薬局で行っている。6 年次においては、より高度なアドバンス科目と課題研究プログラムを編成している。

(9) 学際教育機構

学際教育機構の教育課程の編成・実施方針は、少人数教育、地域・国際社会との連携のなかでの相互教育、キャリアアップ教育、体験学習であるが、それらは、「履修の手引」(資料 49) および「学際教育機構パンフレット」(資料 36)、ホームページ(資料 157)、プロモーションビデオに明示している。

(10) 共通教育機構

専門分野のみならず、より広い視野と柔軟な思考力を養うリベラルアーツ教育に加えて、専門分野で学んだことを社会で活かす前提として、社会への関門を突破するための基礎思考能力、専門職や社会人として活躍する基礎となる上での実践的能力を養うリテラシー教育で構成される新しい教養教育としての「共通教育プログラム」を、編成方針とともに新入生全員に配付する「共通教育はやわかり」(資料 52) に明示している。共通教育機構における教育は、本学建学の精神の一つである「個性尊重」の観点から、個々の学生が自己の将来の進路を見据えながら、自己のニーズを真剣に程を重視している。そのために、きめ細やかな履修指導に基づいてカリキュラム内容の徹底理解、将来を見据えた具体的で詳細な履修モデルを提示して(資料 40～資料 46) 学生の主体的・自主的な履修モデルの構築の支援を行っている。

(11) 法学研究科

法学研究科においては、法学専攻博士課程(修士課程および博士後期課程)および国際関係法学専攻修士課程を置くことを明示している(資料 79 大学院学則 4 条)。なお、このような教育課程の編成は、法学部における法律学科および国際関係法学科の二学科(ただし、国際関係法学科は 2007(平成 19)年度で募集停止し、現在は法律学科のみの一学科)制を基礎として、学士課程で培った関心をもとにさらに高度の学修を可能ならしめるためのものである。

修士課程における授業は、広く関連分野も含めた学習のための特殊講義、専攻分野における修士論文執筆の指導を中心とする特殊研究の二区分で実施することを明示し(資料 79 大学院法学研究科規則第 3 条第 1 項、第 5 条第 1 項各号)、さらに他専攻・他研究科の授業科目の履修も可能とすることを明示している(同第 4 条第 2 項、第 3 項)。

修士課程の修了要件は、特殊研究 8 単位および特殊講義等の修得単位 24 単位以上の計 32 単位以上であることを明示している(大学院法学研究科規則第 6 条)。

博士後期課程の履修は、もっぱら論文執筆を中心とした研究指導によるものとし、授業科目は開設しないことを明示している(大学院法学研究科規則第 3 条第 2 項)。

(12) 経済学研究科

教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針は、「大学院履修要項」（資料 51 p. 53-70）に履修方法、授業科目・担当者一覧により、分かりやすく明示されている。

〈13〉 人間文化学研究科

教育課程の編成・実施は、教育目標に基づき、各専攻において多様な専門分野を学際的・有機的に結びつけるように編成されている。

そして人間文化学研究科ホームページ（資料32）に、以下の3点を各専攻に共通の教育課程の編成・実施方針として明記している。

ア. 方法論を重視した講義

イ. 専門化すると同時に幅を持たせた特殊講義

ウ. トレーニングを重視したワークショップ

その上で、3専攻の教育課程の特色について、次のように明示している。

a. 人間行動論専攻

「人間行動論専攻は、人間の行動に関するさまざまな要素を5つのカテゴリーに分け、その5つの学問分野を密接に関連づけて学際的・有機的探求を実現しようとしています。講座の編成は、人間を取り巻く環境を考察する環境学分野を基層に、人間そのものの形成過程と発達段階を考察する教育学・心理学的分野と、人間の社会的性格について考察する社会学・文化人類学分野から成り立っています。」

b. 地域文化論専攻

「地域文化論専攻は、人間の文化に関するさまざまな要素を5つのカテゴリーに分け、その5つの学問分野を密接に関連づけて学際的・有機的探求を実現しようとしています。講座の編成は、文化構造を考察する哲学・比較文化学的分野を中心に、文化の創造表現の原理を探求する芸術学・文学の分野と、文化を媒介する言語を考察する言語学分野、蓄積された文化情報を考察する歴史学分野から成り立っています。」

c. 心理学専攻

心理学専攻では、心理学系と臨床心理学系に分かれるが、それぞれ、ホームページ上に、次のように教育課程の編成・実施方針を明示している（資料 159）。

「心理学系では、発達心理学・医療心理学・社会心理学などを中心に、自己の研究テーマの発展に努めます。1年次から各分野にわたる特論を受講して幅広い学識を身につけると共に、演習科目において自己の研究テーマを深化させ、それに合致した方法論の修得に努めます。2年次では、修士論文作成に向けた具体的な研究指導を受けることになります。」

「臨床心理学系では、将来、現場の即戦力となることを見据えながら、自己の研究テーマの発展に努めます。特に、臨床心理学の大きな4つの柱である臨床心理査定・臨床心理面接・臨床心理地域支援・臨床心理研究調査についての特論・演習・実習の各科目において専門的なトレーニングを行うことで、高度の専門的能力と技能を持った臨床心理士の養成を目指しています。」

なお「カリキュラム・ポリシー」については、近いうちに策定するよう検討

している。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究所

総合リハビリテーション学研究所の設置の趣旨の中の資料 7 (資料 158) で、分野ごとの履修モデルとして、研究者を目指す場合や、教育者を目指す場合、高度な専門職を目指す場合などの事例に分けて履修モデルを多数紹介し、教育課程の編成・実施方針を明示している。

〈15〉 栄養学研究所

次のように「大学院履修要項」(資料 51 p. 211-212) に明示している。

- a. 教育課程の編成、実施方針を、栄養学研究所開講授業科目 (別表) および担当者一覧 (別表) で明示している。
- b. 科目区分、必修・選択、単位数等を栄養学研究所開講授業科目 (大学院履修要項 別表) および担当者一覧 (別表) で明示している。

〈16〉 薬学研究所

薬学研究所は学年制を採用しておらず、2 年間で大学院薬学研究所規則 (資料 79) に規定している単位を修得すればよい。薬学専攻にあつては、各科目 (特論) は化学系、生物学系、専門語学に分類されている。医療薬学専攻にあつては、治療薬学分野、医療管理薬学分野、先進医療薬学分野に分類されており、履修年次についての決まりは特に無い。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

食大学院食品薬品総合科学研究科規則 (資料 79) に食品薬品総合科学研究科開講授業科目が示され、その中から講義 6 単位、演習 4 単位、合計 10 単位以上の履修をすることと、学生の教育指導には複数の関連研究者のグループからなる 5 つの大講座の 1 つに学生を配属し、各専門分野の特性を活かした演習により、より深い思考と創案とを形成せしめるよう協力指導すると明示されている (資料 79 食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規)。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員 (教職員および学生等) に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

在学生には、教育目標および教育課程の編成・実施方針を記載した「履修の手引」を各年度当初に配付し、教職員にも同様のものを配付している。外部の方への大学案内として「大学総合案内」(資料 23) を作成しており、そこに、各学部ごとに教育目標や方針を明示している。また、ホームページ (資料 88) または各学部オリジナルサイトにおいて、在学生には学習支援として、受験生には大学案内として、教育課程を学科ごと、コースごとに説明している。

〈2〉 法学部

法学部では、ディプロマ・ポリシー (教育目標) を設定し、「履修の手引」巻頭 (資料 40) に明示している。その上で、法学部生にふさわしいリーガルマインド (法的思考力) や政治学・国際関係の素養を身につけるために、具体的な目的を定めている。

ディプロマ・ポリシー

法学部では2009(平成21)年10月13日の教授会においてディプロマ・ポリシーを次の通りに決定し、「履修の手引」に明示している。

法学部 ディプロマ・ポリシー (教育目標)

a. 知識・理解

法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。

b. 汎用的技能

社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。

c. 志向性

地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。

(3) 経済学部

経済学部では、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを「履修の手引」(資料41)等に掲載している。学生に対しては、学年別の学修案内(前期<春学期>・後期<秋学期>)において周知している。特に1年次に対しては、入学後のオリエンテーション時に説明している。

また「大学案内」(資料21)、経済学部「リーフレット」(資料28)、ホームページの経済学部のページ(資料95)を通じて社会に公表している。

(4) 経営学部

履修の手引(資料42)、経営学部案内(資料29 p.2-12)等の出版物や、経営学部オリジナルサイト(資料97)によって周知、公表している。

(5) 人文学部

大学構成員に対しては「履修の手引」(資料43)に、大学外に対しては「大学案内」(資料21)及びホームページ(資料88)に掲載し公表している。

(6) 総合リハビリテーション学部

教育目標や修学姿勢—学生版—は2006(平成18)年度の履修の手引より掲載されるようになった。その後、何回かの改正を加え、2010(平成22)年度の「履修の手引」(資料44)からは学部の教育目標をディプロマ・ポリシーと明記し、さらに各学科、専攻ごとのディプロマ・ポリシーを付け加えた。同時に各学科、専攻ごとの教育目標を掲載した。これらを「履修の手引」の巻頭に記載することで、常に参照することができる。また、ホームページ(資料88)にも公表しており、学外からも自由にアクセスすることができる。

(7) 栄養学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について「履修の手引」(資料45)記述されているので、大学構成員(職員および学生等)にはよく理解されている。また、社会に対しては、「大学案内」(資料21)や学部広報誌「Good Health」(資料33)に記述されて公表されている。

〈8〉 薬学部

「履修の手引」（資料 46）に「薬学部ディプロマ・ポリシー」と「本学 6 年制薬学部教育に対する基本方針と教育・研究理念」が明記されており薬学部新入生と教員全員に配付されている。シラバスは冊子として薬学部教職員に配付し、学生にはホームページ（資料 88）上で公開している。教職員全員に携帯することを義務付けている「大学憲章」（資料 86）には、「建学の精神」および「教育基本理念」等が明記されている。また「大学憲章」はホームページ上に公開されており誰でもアクセスできる状態にある。

〈9〉 学際教育機構

教育目標および教育課程の編成・実施方針については構成員にユニット会議において、年度初めに周知している。また、社会に対しては、ホームページ（資料 157）、プロモーションビデオや「大学案内」（資料 21）、「学際教育機構パンフレット」（資料 36）などで公表している。

〈10〉 共通教育

学部教授会に共通教育運営員会の審議内容の報告によって周知している。学生たちには「履修の手引」や「共通教育はやわかり」（資料 52）を配付し、教育目標やカリキュラム編成方針の周知を図ることによって、それらの科目群、科目分野、個々の科目を学ぶことの意義を十分に理解させ、学習者の関心と興味を喚起させ、学ぶ意欲を持たせる工夫を講じている。社会にはホームページ（資料 88）を通じて公表している。

〈11〉 法学研究科

教育目標および学位授与方針等を規則等で設定した上で、大学院履修要項（資料 51）等の各種配布物、ガイダンス等の機会を通して大学構成員への周知が図られている。また、社会に対しては、大学院案内（資料 22）、パンフレット等の様々な印刷物を配布するとともに、ホームページ（資料 88）で公表している。

〈12〉 経済学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、ホームページ（資料 88）で公表されており、内部だけではなく対外的に公開されている。

〈13〉 人間文化学研究科

関係する教職員および大学院生に配付されている「大学院履修要項」の人間文化学研究科の項（資料 51 p.91-97）に記載されている。また、ホームページの人間文化学研究科のページ（資料 104）などでも公開されている。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

ホームページに設立申請書類として公開している（資料 160）。

〈15〉 栄養学研究科

- a. 大学構成員に対しては、「大学院履修要項」（資料 51）で編成・実施方針はすべてが周知されている。学生に対しては履修指導の実施、大学院履修要項により周知されている。
- b. 「大学院履修要項」の公表を行っているが、学位授与方針は十分に公表されていない。

〈16〉 薬学研究科

「大学院履修要項」（資料 51）に教育目標が記載され、ホームページ（資料 88）で公開している。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

大学構成員には教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が周知されている（資料 51）が、ホームページ（資料 88）には学位授与方針は公表されていない。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

各学部並びに各研究科においては、2007（平成 19）年度に制定した大学憲章（資料 86）の教育基本理念に基づいて教育課程を編成している。

学部教育については、原則的には 4 年に一度の周期でカリキュラムの見直しを行っている。学部内に組織されたカリキュラムを検討する委員会を中心に、大学行政管理学会及び日本能率協会が開発した「大学経営評価指標データベース」における状況を確認しながら、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が適切であるかどうか検証を行っている（資料 161）。

〈2〉 法学部

法学部ではキャンパス移転を契機として、2007（平成 18）年度よりカリキュラムを一新している。その後も、学部教授会においてカリキュラムの見直しについて議論を行っている。

〈3〉 経済学部

経済学部では、従来から、経済学部活性化委員会において、教育目標、教育課程の編成などを定期的に議論している。議論の結果は教授会で審議され、カリキュラムの改正や毎年の授業計画に結実している。最近では 2004（平成 16）年度、2007（平成 19）年度、2011（平成 23）年度にカリキュラムの改正を行った。また、カリキュラム改正に至らないが、教学上の小さな変更は、随時実施している。無論、このような変更は、学生の不利益にならない場合であって、教学上望ましいものに限られる。

〈4〉 経営学部

教授会で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの再検討を行い、同時にカリキュラムの見直しを行うこととなった（資料 162）。

〈5〉 人文学部

学部内に学部長、研究科主任、学部教務委員、研究科教務委員、研究支援委員、図書館運営委員、生涯学習委員の 10 名によって構成される「教育研究委員会」を設置し、年に 4 回程度の会合を設け検証を行っている（資料 163）。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

教育目標や修学姿勢－学生版－は、2006（平成 18）年度の履修の手引より掲載されるようになった。その後、何回かの改正を加え、2010（平成 22）年度の「履

修の手引」(資料 44)からは上記の学部の教育目標をディプロマ・ポリシーと明記し、さらに各学科、専攻ごとのディプロマ・ポリシーを付け加えた。

〈7〉 栄養学部

毎年の国家試験結果や国家試験模擬試験結果などを検証する管理委員会(資料 164)を設置している。問題点が見つければ、カリキュラムの改正を含め対応している。教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針について、高い適切性をもっており、教育の実践の場で、高い効果を挙げている。管理栄養士養成等にかかわる、時代に応じた国内外の動向に応じた迅速な修正も必要となり、そのような改良が十分行われているかについては今後十分に検証する必要がある。

〈8〉 薬学部

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、常設のカリキュラム検討委員会において、社会のニーズに的確に対応しているかどうかについて、検証・改正を重ねている。

〈9〉 学際教育機構

毎年度末の学際教育機構運営委員会(資料 79 学際教育機構規則)および防災・社会貢献ユニット会議(資料 79 学際教育機構ユニット会議規程)、スポーツマネジメントユニット会議(資料 79 学際教育機構ユニット会議規程)、さらにはFD研修会において、その適切性について検証を行い、改善に努めている。

〈10〉 共通教育機構

各年度の後半の時期に、共通教育運営委員会においてカリキュラム全体の調整を図るとともに、分野主任を中心にして各分野のカリキュラムや実施方針の検証を行い、必要に応じて適切な措置を講じている(資料 165)。

〈11〉 法学研究科

月1〜2回開催される定例の研究科委員会において、教育目標、学位授与方針をふまえた教育課程の編成・実施方針の適切性を議論する機会を随時設けている。

とりわけ、次年度開講科目の編成に際し、教育課程編成、実施方針の再確認を毎年行っている。

〈12〉 経済学研究科

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について、毎年、定期的に、研究科委員会において見直しが行われている。

〈13〉 人間文化学研究科

研究科内に「教育研究部会」(人文学部と共通)を設置し、複数の専門教員の間で常に検証を行っている(資料 163)。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

総合リハビリテーション学研究科は2009(平成21)年に設置され、現在年次進行中で変更することができない。

〈15〉 栄養学研究科

管理栄養士養成のカリキュラム改正ごとに、大学院の教育目標と教育課程の編成・実施が適合しているかを確認している。

〈16〉 薬学研究科

薬学部と連動して適切性について定期的に検証を行ってきたが、本研究科は、2010（平成 22）年度より募集を停止しているため、該当しない。

〈17〉 食品薬品総合科学研究科

定期的に検証は行っていないが、支障が生じたときに適宜、食品薬品総合科学研究科委員会を開催して検証することは可能である（資料 79 食品薬品総合科学研究科規則、資料 114）。

2. 点検・評価

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

大学の目的を学則（資料 79）、大学院学則（資料 79）、大学憲章（資料 86）に定めるとともに、各学部の目的を学則に、研究科の目的を各研究科規則（資料 79）に定めている。これらの目的は、教育基本法第 7 条や、学校教育法第 83 条、大学院設置基準第 3 条および第 4 条、専門職大学院設置基準第 2 条に謳われた大学等の目的を踏まえて制定しており、適切に設定されている。3つのポリシーの策定にあたってはポリシー間の一貫性にも十分配慮しつつ策定しており、3つのポリシーは適切に策定されている。また、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は、全学部とも「履修の手引」（資料 40～資料 46）の巻頭ページに掲載して学生に明示している。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

完成年度に達した後、新カリキュラムの設定において、それぞれの学科専攻ごとのディプロマ・ポリシーを念頭に置いて教科内容を設定した。

〈9〉 学際教育機構

学際教育機構は、入学してからのプログラムであるが、高校生の段階から希望している学生や受験生が多く見られ、ホームページ、プロモーションビデオやパンフレットの効果がみられる。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

現在在籍している学生は次第に大学院学生としての資質を備えてきている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

3つのポリシーの策定は 2009（平成 21）年度末までに全学部でほぼ終わった。しかし、現時点の 3つのポリシーは、学部ごとに記述の基本方針が異なっているために、全学的な一貫性に欠けている。また、いくつかの学部の策定したディプロマ・ポリシー（学位授与方針）には、学生の行動目標としてのディプロマ・ポリシーを記述できていないものや、「知識・技能」と「態度」の領域（分類）の整理が十分にできていないものなどが含まれていることが明らかになっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で学部、学科専攻の教育目

標を確認する必要がある。

〈9〉 学際教育機構

プロモーションビデオやパンフレットの配布方法を工夫し、さらなる広報効果をえるように努力する必要がある。

〈12〉 経済学研究科

改善すべき事項としては、具体的な指導体制とのリンクが不十分なことが挙げられる。

〈13〉 人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」に相当するものを近いうちに策定する必要がある。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈5〉 人文学部

ディプロマ・ポリシーを設定したことにより、学生が教育目標を理解し、系統的に履修できるようになっている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各学年次の目標に合わせて教育課程を編成していることから、各学年で履修すべき内容の説明が可能で、学生自身が4年間における現在の履修段階を理解することが容易である。

〈7〉 栄養学部

優れた管理栄養士等の涵養を標榜し、実際、管理栄養士国家試験の合格率も全国最上位校（2009年では管理栄養士養成校110校弱中第11位）である結果などから見て、当該教育方針による教育成果は順調に果たされていると判断される。全校トップレベルの合格率を目指し、さらに質の高い教育を行っている。

〈8〉 薬学部

専門科目は、選択必須制であると同時に、GPAの導入で、学生が偏った科目のみ履修することがなく、バランスの取れた高度な知識を涵養できるとつながっていると考えている。

〈11〉 法学研究科

修士課程においては、特殊講義は他専攻・他研究科開設のものを含む幅広い科目・分野から履修可能とし、かつ専攻科目の特殊研究を履修させることによって、広い視野を基盤とした専門性の涵養を可能としている。

〈16〉 薬学研究科

特論はそれぞれの先端領域をカバーする高度な科目とし、相互乗り入れで履修できる方式をとっているため、学生はバランスの取れた高度な専門教育を受けることができていると考えている。

②改善すべき事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(6) 総合リハビリテーション学部

順調に履修できていない学生に対して、適切な留年制度が明示されておらず、学習できる内容とできない内容に整合性が取れない場合があり、先修条件の設定が不十分な場合がある。

(8) 薬学部

6年次に設定している高度なアドバンス科目は、全て選択制であるため、履修者の激減する科目が発生する可能性がある。また、5年次においては、1年を三期に分割してそのうちのどれか二期に亘って病院・薬局実務実習になっている。病院・薬局実務実習に行かない残りの一期は、「総合薬学研究」となっているが詳細は定めていない。以上の2点に関し改善すべきであると考えている。

(11) 法学研究科

法学部の一学科化の完成により、法学部の新カリキュラムと法学研究科の教育課程との対応関係がやや不明確となっている。

(13) 人間文化化学研究科

「カリキュラム・ポリシー」に相当するものを近いうちに策定する必要がある。

(16) 薬学研究科

研究科に所属する学生の学期ごとの到達度を判定、評価する制度が確立されていない。そのため、学期ごとの教育の充実度を高め、それを確認できるシステムに改善が必要であると考えている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(6) 総合リハビリテーション学部

本学部のめざすところが容易に理解でき、学生、保護者、入学を検討している学生などにとって、将来との結びつきを考えながら学ぶことができる。

(10) 共通教育機構

「履修の手引」だけでなく、別途、「共通教育はやわかり」（資料52）を作成・配付したことによって、共通教育の意義を理解したうえで授業に臨むことができている。社会にはホームページ（資料88）を通じて公表することによって、社会人などの聴講の動機付けになっている。

本学部のめざすところが容易に理解でき、学生、保護者、入学を検討している学生などにとって、将来との結びつきを考えながら学ぶことができる。

(11) 法学研究科

- a. 入学前のガイダンス、配付物等による公表、入学直後の履修指導、指導教員との面談等の各段階で周知・理解させることを可能としている。

b. 本学法学部出身者以外の志願者が毎年一定数おり、対社会的にも周知されている。

〈15〉 栄養学研究科

編成・実施方針については、毎年発行される大学院履修要項（資料 51）で周知、公表している。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈4〉 経営学部

本学経営学部で学習する内容や教育目標が、受験生やその関係者にどの程度理解されて、本学に入学しているかについて定期的に検証すべきである。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

新 Semester が始まる前に行われるガイダンス時に、「履修の手引」（資料 44）を用いて、教員と学生双方が再確認を行う。そのときに、障がい者や患者のニーズに対して、理念・目的がどのようにつながっているのかについて、各学年に応じた理解をする必要がある。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

ホームページで公開されているのは文部科学省への申請文書であり、その中から、目的の文書を探さなければならないので、容易に教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が理解できない。

〈15〉 栄養学研究科

学位授与方針について、十分に公表を行う必要がある。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

大学憲章（資料 86）を制定し、その中で教育基本理念を明示したことにより、大学全体としての教育目標がさらに明確になった。大学の方向性が確立され、この基本原則に基づいてカリキュラム編成が行われることで、大学設置基準第 19 条第 2 項の趣旨と大学独自の理念とが有機的に融合し、体系化された教育課程の提供が可能となった。

〈3〉 経済学部

良い教育ができる学部として発展して行くために、経済学部活性委員会が設けられており、今後も定期的に検証を継続する体制が構築されている。学部の自律的な PDCA サイクルができています。

〈5〉 人文学部

多くの教員が教育研究委員会に参加し、多様な角度からの検証を行っている（資料 163）。また、その討議内容については全教員が参加する教授会において審議を

行っており、全教員間に情報が共有されている。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

毎年、検証を行い、次年度の「履修の手引」に反映するようにしている。

〈11〉 法学研究科

研究科委員会において議論する機会を随時設けることによって、研究科担当教員間における現状の把握・課題の共有が図られている。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

変遷する時勢にあった適切な教育課程が展開されているかどうか、各学部において定期的な検証が行われているものの、社会や企業が求める人材像の変化にどのように対応しているかといった部分の検証が十分に行われているとは言い難い。今後においては、さらにグローバルな視点から多面的な検証を行う。また、大学経営評価指標における「建学の精神を理解している学生の割合」（資料 166）が低いことに対する改善対応をしなければならない。

大学院各研究科の教育目標についても、本学の教育理念に適った社会的要請の高いものであり、かつ教育課程がそれを達成するために対応したものかどうか定期的に検証を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

2009（平成 21）年 3 月に初めて卒業生を出したところであり、教育目標が適切であったかどうかの検討が必要である。また、将来、定期的に根本からの検証を行うための見直し期間の設定を検討しなければならない。また、社会リハビリテーション学科では、精神保健福祉士養成課程の改定がなされる予定なので、学科全体の教育課程をあわせて総合的に検討する必要がある。

〈15〉 栄養学研究科

実務者教育のカリキュラムの充実について今後検討していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

2010（平成 22）年内を目途として大学の公式ホームページの再編成を実施して、大学憲章や各学部の 3 つのポリシーを具体的に公開することにより、これまで以上に積極的に、本学の教育目標とディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を構成員と社会に対して公開する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

現在と同様に「履修の手引」（資料 44）の巻頭に近い部分にディプロマ・ポリシーを掲載するとともに、ホームページ（資料 102）、学部広報誌（資料 32）などに掲載し、各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で学部、学科専攻

の教育目標を確認する。

〈9〉 学際教育機構

高校生へ直接説明する説明会などを増やしていく。

〈14〉 総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類の設置の趣旨の部分から、研究科の目的と育成したい人材の育成にかかわる部分を、養成したい人材として、分かりやすく表記する。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

3つのポリシーの改訂作業を、教育開発センターの「学士課程教育部会」で推進する。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の改訂は、まず全学的に依拠する領域（分類）を再度検討したうえで、依拠する領域（分類）に基づいて記述の再整理を各学部にて実施する。学生の行動目標として記述できていないディプロマ・ポリシー（学位授与方針）についても、学部での再検討を実施する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

各セメスター開始前の履修ガイダンスや学部教授会で、カリキュラムが教育目標を達成するために、どのように組み立てられているかの説明をするようにする。

〈9〉 学際教育機構

受験関連企業などに学際教育機構のプロモーションビデオやパンフレットを配布することで、さらなる効果をあげる。

〈12〉 経済学研究科

教育目標に基づき学位授与方針については、具体的な指導体制とのリンクを十分行っていきたい。

〈13〉 人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」の策定を早急に行い、学生に、当研究科の目的と育成する人物像を明確に示すことができるように、研究科長、大学院教務委員、各専攻主任などで議論を詰め、成案を研究科委員会に諮る。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

①効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈5〉 人文学部

現在は「履修の手引」（資料 43）に掲載しているだけであるが、履修ガイダンスや授業をとおして周知徹底する。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

現在と同様にホームページ（資料 102）や学部広報誌「RE BIRTH Ver. 6」（資料 32 p. 11-16）などに掲載し、医療リハビリテーション学科を例にとれば、基礎、評価、治療、研究と長期臨床実習という構成になっていることをわかりやすく表現している。

〈7〉 栄養学部

現在、管理栄養士と栄養士のあり方と互いの分業のあり方が、日本栄養士会、日本栄養改善学会などの関連学会や現場などで大きな関心事であるとともに、大きな議論が起こっている。現状としては、管理栄養士・栄養士教育は、国会試験の合格率や入試志願者などの状況から判断すると良好な状態にあるが、将来どのような形態で、管理栄養士、栄養士の分業が進むのかを、関連学会の議論を見据えて、本校としてもそのあり方に応じた教育体系を構築するとともに、管理栄養士養成を主体として発展するよう推進する。

〈8〉 薬学部

GPA 制度は現在全ての科目を対象とせず、一部の科目が除外されている。米国においては、履修登録した全ての科目が GPA 算出の対象となり、学生の緊張度を高め、教育効果を上げている。本薬学部においても全ての科目を GPA 算出の対象としてより発展的にこの制度を運営する方策を模索したい。

〈11〉 法学研究科

修士課程の国際関係法学専攻について、法学部の法律学科一学科化を受け、学部教育との連携のあり方について検討する予定である。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科は、2010（平成 22）年度より募集を停止しているため、該当しない。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

記述事項なし

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学習の積み上げが的確に行えるように、先修条件の必要な科目の確認と条件設定をすすめる。

〈8〉 薬学部

アドバンス科目をより充実させ、教育効果を上げるため、選択必須制、必須制の導入により将来的に発展させていきたい。

「総合薬学研究」は、学生の専門的研究意欲を醸成する優れたプログラムであるが、その評価体系が明確でなく学生の修得度にバラツキがある。明確な評価体系を確立し、高度の専門性も持つ学生をより多く教育する体制作りに取り組む方策を確立したい。

〈11〉 法学研究科

修士課程の法学専攻についても、法学部におけるコース制との関係をふまえた教育課程の編成・実施方針について検討する予定である。

〈13〉 人間文化学研究科

「ディプロマ・ポリシー」の目標達成のために「カリキュラム・ポリシー」の策定を早急に行い、よりすぐれたカリキュラムの提供を目指す。

〈16〉 薬学研究科

薬学研究科は、2010（平成 22）年度より募集を停止しているため、該当しない。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(6) 総合リハビリテーション学部

学生のガイダンスの機会のほかに、カリキュラム編成時、毎年の「履修の手引」の見直し時期などに内容を確認する。

(10) 共通教育機構

教育目標の明示により全学的な共通理解が得られ、授業の目的が明確になった。非常勤講師に対しては、FD活動を通して教育目標の理解と徹底をなお一層図る。

(11) 法学研究科

本学法学部学生を対象とした法学研究科説明会を定期的実施する。

(15) 栄養学研究科

改善点を調べ今後も継続して公表するようにする。

②改善すべき事項

(1) 大学全体

記述事項なし

(4) 経営学部

新入生に対して入学後に志望動機に関するアンケートを実施し、学位授与方針の浸透度を定期的に把握する。

(6) 総合リハビリテーション学部

大学での学習と、卒業後にフィールドでの対象者となる障がい者や患者、社会的弱者との繋がりについて、ガイダンス時に説明を加える。

(14) 総合リハビリテーション学研究科

設立申請書類から、独立した教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針をぬきだし、分かりやすく表記する。「履修の手引」（資料 44）、学部広報誌（資料 32）、ホームページ（資料 102）などに掲載する。

(15) 栄養学研究科

オープンキャンパス等で周知、公表する。入学者に対しては、入学時に周知徹底する。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

①効果が上がっている事項

(1) 大学全体

めまぐるしく変遷する社会情勢を絶えず意識し、本学の教育基本理念に適った教育課程を大学として普遍的に提供することが必要である。そのためには、個々

の学部、研究科の範囲を超えて、入学、教務、進路関係部署との連携をさらに強化し、情報を共有するとともに、教育目標や教育課程の編成方針について、点検・検証を全学的なレベルで定期的に行う体制づくりを行う。

本学では2009（平成21）年4月に教育開発センター（資料79 教育開発センター規則）を開設した。その中で学士課程教育部会（資料79 教育開発センター規則第6条）を設置することで教育活動の活性化を図り、学士課程教育の構築に向けて、定期的に部会を開催して検証している。

〈3〉 経済学部

さらに効果を上げるために、今後も経済学部活性化委員会の中で、教育目標、学位授与基準及び教育過程の編成方針について議論を行い、定期的に検証を行う。

〈5〉 人文学部

引き続き教育・研究委員会において検討を重ねる。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

学生のガイダンスの機会のほかに、カリキュラム編成時、毎年の「履修の手引」（資料44）の見直し時期などに内容を確認する。

〈11〉 法学研究科

中長期的課題の検討のために、研究科委員会のもとにプロジェクト・チームを編成して、その検討結果を研究科委員会にフィードバックし、改善を図る体制を整える。

②改善すべき事項

〈1〉 大学全体

学部教育については2009（平成21）年4月に学士課程教育部会を開設したことで、大学全体の教育目標や学位授与方針並びに教育課程の編成やその実施方針の適切性について定期的に検証するシステムが構築された。

一方、大学院教育を検証するシステムが十分に構築されていないことから、今後は、特に大学院修了者に求められる社会的ニーズ等を見極め、組織的な運営による教育目標や教育課程の編成方針のさらなる検証を行う。

〈6〉 総合リハビリテーション学部

大学で設定する定期的な見直しに加えて、資格制度の改正の時期に合わせて総合的に検討する。

〈15〉 栄養学研究科

現状のカリキュラムと実務者教育のカリキュラムのバランスを考えながら検証する。

4. 根拠資料

資料21 — 「神戸学院大学大学案内 2011」

資料22 — 「神戸学院大学大学院案内 2011」

資料23 — 「神戸学院大学総合案内 2010」

- 資料 25 — 「2010 Student Diary (学生手帳)」
- 資料 28 — 「経済学部リーフレット」
- 資料 29 — 「経営学部案内 2010」
- 資料 32 — 「総合リハビリテーション学部広報誌 RE BIRTH」
- 資料 33 — 「栄養学部広報誌 Good Health」
- 資料 36 — 「学際教育機構パンフレット」
- 資料 40 — 「履修の手引 2010 法学部」
- 資料 41 — 「履修の手引 2010 経済学部」
- 資料 42 — 「履修の手引 2010 経営学部」
- 資料 43 — 「履修の手引 2010 人文部」
- 資料 44 — 「履修の手引 2010 総合リハビリテーション学部」
- 資料 45 — 「履修の手引 2010 栄養学部」
- 資料 46 — 「履修の手引 2010 薬学部」
- 資料 47 — 「法科大学院履修の手引 I 2010」
- 資料 49 — 「学際教育機構履修の手引」
- 資料 51 — 「大学院履修要項」
- 資料 52 — 「2010 共通教育はやわかり」
- 資料 79 — 「神戸学院大学学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院学則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院実務法学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院経済学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院人間文化学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院栄養学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院薬学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学教育開発センター規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付。』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学科目履修規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学位規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学大学院食品薬品総合科学研究科における博士の学位に関する取り扱い内規」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学科目履修規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学際教育機構規則」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』
- 資料 79 — 「神戸学院大学学際教育機構ユニット会議規程」『各種規程等一覧（抜粋）に添付』

- 資料 88 — 「大学公式ホームページ」 (<http://www.kobegakuin.ac.jp>)
- 資料 86 — 「神戸学院大学憲章」
- 資料 87 — 「神戸学院大学憲章リーフレット」
- 資料 93 — 「FDC ニュースレター No. 3」
- 資料 95 — 「大学公式ホームページ — 経済学部のパージャー」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/economics/index.ntml>)
- 資料 97 — 「経営学部オリジナルサイト」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/~ba/top.html>)
- 資料 102 — 「大学公式ホームページ — 総合リハビリテーション学部のパージャー」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/rehabirli/index.ntml>)
- 資料 104 — 「大学公式ホームページ — 大学院人間文化科学研究科のパージャー」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/graduate-school/culture.html>)
- 資料 105 — 「大学公式ホームページ — 大学概要のパージャー」
(http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti_reha_daigakuin.html)
- 資料 108 — 「大学改革推進プロジェクト最終答申『報告 1 神戸学院大学の基本理念』」
- 資料 114 — 「食品薬品総合科学研究科課程博士審査手順フローチャート」
- 資料 157 — 「大学公式ホームページ — 学際教育機構のパージャー」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/gakusai/index.ntml>)
- 資料 158 — 「神戸学院大学大学院総合リハビリテーション学研究科設置の趣旨等 資料 7」
- 資料 159 — 「大学公式ホームページ — 神戸学院大学大学院人間文化科学研究科心理学専攻（修士課程）教員紹介のパージャー」
(<http://www.human.kobegakuin.ac.jp/~psycho-g/staff.html>)
- 資料 160 — 「公式ホームページ — 設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書」
(<http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/setti.html>)
- 資料 161 — 「教育課程検討資料」
- 資料 162 — 「2009 年度第 11 回経営学部教授会議事録（抄録）」
- 資料 163 — 「教育研究委員会」のメンバー構成表（2010（平成 22）年の例）[人間文化科学研究科の内部資料]
- 資料 164 — 「栄養学部各種委員一覧表（学部内委員）[平成 22 年 3 月 10 日]」
- 資料 165 — 「共通教育機構運営委員会検討事項 2008（平成 20）～2010（平成 22）年度」
- 資料 166 — 「神戸学院大学経営評価指標 2010（平成 22）年度学生アンケート」